

## 台風時・地震発生時等における登下校及び授業について

三重県立水産高等学校（平成 29 年 7 月 1 日版）

### I 気象警報等に関する情報への対応について

#### 1. 始業前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報および大雪特別警報）および津波警報、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表されている場合

- (1) 始業前に、伊勢志摩地域（伊勢市、志摩市、鳥羽市、度会郡）もしくは居住地域に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報が発表されている場合、生徒は登校せず、自宅待機とする。
- (2) ただし、警報が午前 11 時までに解除された場合は、解除後 2 時間の余裕を持って授業を開始する。
- (3) 午前 11 時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業、部活動等は全て中止する。

#### 注意

- (ア) 上記（2）において、巡航船やバスなどの運行が休止されたときや、道路・橋等の決壊や浸水等により登校に危険が予想されるときは登校を見合わせる。
- (イ) 暴風警報等については、公共のメディア等で各自最新の情報を得ること。

#### 2. 始業後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表された場合

- (1) 原則として直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難な生徒には、学校に待機させ、保護者と密接な連絡を取ることとする。（状況に応じて学校が指示する）
- (3) 伊勢志摩地域と他の地域で差が認められた場合は、その都度校長が判断する。

#### 3. その他の気象警報等

高潮・波浪・大雨・洪水・大雪の注意報もしくは警報および津波注意報が発表された場合でも、道路、橋梁の決壊、浸水等により登下校に危険が予想される地域の生徒ならびに輸送機関のまひ等により登下校が困難な生徒については、上記に準じる。（生徒は学校に状況を報告すること）

#### 4. 安全確保の留意点

- (1) 登下校の際、危険個所に十分注意して安全を優先した行動を取ること。特に、地域の道路、橋梁、浸水状況、交通機関の状況を確認して行動すること。
- (2) 各自最新の気象・交通に関する情報を公共のメディア等で確認すること。
- (3) 部活動、課外授業等の教育活動もすべて同様に行動すること。  
（特別に許可することはないので、ただちに上記の行動を取ること）
- (4) 輸送機関のまひ等で駅などにおいて移動不能になった生徒は、保護者または学校に連絡・報告すること。

## Ⅱ 東海地震に関連する情報への対応について

### 1 「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合

(1) 原則として、「Ⅰ 気象警報等に関する情報への対応について」に準じる。

(2) 参考資料

東海地震に関連する情報では、状況の危険度を次の3種類のカラーレベルで示しています。

(赤) 「東海地震予知情報」

内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表。

(黄) 「東海地震注意情報」

観測結果が東海地震の前兆現象である可能性が高い場合に発表。

(青) 「東海地震に関する調査情報（臨時）」

通常と異なる観測データが観測された場合に発表。

(一) 「東海地震に関する調査情報（定例）」

毎月定例の「判定会」における評価結果を発表。

## Ⅲ その他

1 上記ⅠおよびⅡの定めにかかわらず、学校長が適切な処置を講ずることがある。

### 参考

防災みえ. jp <http://www.bousaimie.jp>